

建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき、国土交通大臣が認める  
登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について

今般、登録圧入工基幹技能者講習を修了した者を、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして同号ハの規定に基づき認定するため、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）の改正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 今回の改正内容について

法第7条第2号ハにより、国土交通大臣が同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして認定した者についても主任技術者等に該当する（法第26条第1項）とされており、当該認定の対象として登録基幹技能者講習の修了者が建設業法施行規則第7条の3第3号に規定されているところ、今回その対象となる登録基幹技能者講習として以下の1種目が追加されました。

建設業	登録基幹技能者講習の種目
とび・土工工事業	登録圧入工基幹技能者

2 スケジュールについて

令和4年8月16日から施行

（参考）手引きの改正について

手引きの業種別技術者有資格コード一覧（P192.195）に、登録圧入工基幹技能者を追加しました。